

「簡易的な手法による調査」の概要

適用事業所全体の約 8 割を占める被保険者 10 人未満の事業所への事業所調査について、今後、効率的な確認手法とすることを目的として「簡易的な手法による調査」を行います。

○「簡易的な手法による調査」の流れ

- ① 機構本部において、被保険者数が 1 人～9 人の現存事業所を抽出し、令和元年 4 月以降事業所調査を行っている事業所等を除き、調査予定事業所を選定。

※令和 3 年度において、10 月 29 日に送付するものが初回の調査となり、以降、令和 4 年 3 月までの毎月中旬に送付予定

- ②委託業者において、「送付書」、「適用に関する調査票」、「リーフレット」、「返信用封筒」を対象事業所宛に送付。

- ③対象事業所において、「適用に関する調査票」を記入し、源泉所得税領収書の写しとともに、返信用封筒により、機構本部に提出。

※事業所における調査票の返送期限は、送付日の 2 週間後を設定。

- ④機構本部において、提出書類による審査を実施し、「適用漏れの可能性がある事業所」に対して、届出勧奨文書やリーフレットを送付。

⑤年金事務所において、「適用漏れの可能性がある事業所」から資格取得届が提出されなかった場合、来所による事業所調査を実施。

適用に関する調査票

記入日 令和 年 月 日

提出者記入欄	事業所 整理記号					-					事業所 番 号										
	事業所 所在地	〒 -																			
	事業所 名 称																				
	事業主 氏 名																				
	電話番号	()																			

① 源泉所得税領収証書の人員記入欄

+

② 記入日現在の被保険者総数

+

③ 記入日現在、賃金・報酬を支払っている人のうち、被保険者となっていない人数

上記が、「①＝②＋③」となっている場合は、以下（３）についてご記入ください。

- (1) ①「源泉所得税領収証書の人員記入欄」の人数が②+③より多い場合、該当する理由に○をしてください。(①>②+③)

	源泉所得税支払人員には、含まれていたが、記入日現在は退職している。(人)
	厚生年金保険等の資格取得届について手続き中。(人)
	その他()(人)

- (2) ①「源泉所得税領収証書の人員記入欄」の人数が②+③より少ない場合、該当する理由に○をしてください。(①<②+③)

	源泉所得税支払人員には、含まれていなかったが、記入日現在、新たに採用した。(人)
	厚生年金保険等の資格喪失届について手続き中。(人)
	育児休業等により、被保険者であるが、源泉所得税支払人員となっていない。(人)
	その他 () (人)

- (3) いずれの組み合わせの場合であっても、③に1人以上の人数の記載がある場合は、以下に内訳をご記入ください。

内 訳	パート、アルバイト等（週30時間以上勤務）		59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
	パート、アルバイト等（週30時間未満勤務）		59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
	外国人労働者	週30時間以上勤務	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
		週30時間未満勤務	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
	その他 （役員・嘱託等）	役員（報酬あり）	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
		上記以外	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
請負契約	請負契約をしていて、自社の施設等を利用し業務を行わせている人がいる。					0. いない 1. いる （ 人）		
派遣労働者	派遣業者から派遣されている労働者がいる。					0. いない 1. いる （ 人）		
海外勤務者	子会社等、海外で勤務している人がいる。					0. いない 1. いる （ 人）		

※ この調査票に記入いただき、源泉所得税領収証書の写しとあわせて、提出期限までに送付先まで郵送してください。

記入例

(①<②+③)の場合

提出者記入欄	事業所 整理記号	00-ケイト	事業所 番号	00000	(①<②+③)の場合
	事業所 所在地	〒 168 - 8500 東京都杉並区高井戸3-2-1			
	事業所 名称	株式会社 健保産業			
	事業主 氏名	健保 一郎			
	電話番号	03 (2345) 6789			

※ この調査票に記入いただき、源泉所得税領収証書の写しとあわせて、提出期限までに送付先まで郵送してください。

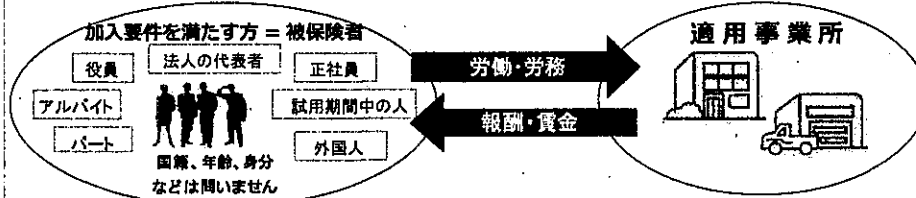
リーフレット（イメージ）

「適用に関する調査票」の記載にあたり、あらかじめご確認ください

従業員の適用の考え方

厚生年金保険・健康保険は、会社（事業所）単位での適用事業所となり、その事業所に常用的に使用される人は全て被保険者になります。

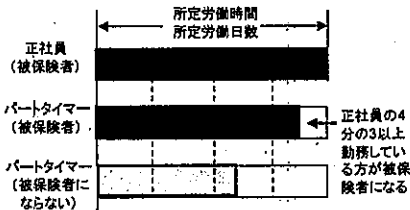
※ 厚生年金保険の被保険者は、原則 70 歳に達するまで加入し、70歳以降は「70歳以上被用者」として適用します。



厚生年金保険・健康保険の加入要件

正社員のほか、勤務日数や勤務時間の少ないパートタイマー・アルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者になります。

※一定規模以上の企業は、4分の3未満であっても短時間労働者として適用されることがあります。



役員の適用の考え方

法人の役員は、勤務日数や勤務時間によらず、業務の実態により適用の有無を判断します。

※ 法人の役員とは・・・会社法等の規定により法人（商業）登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員や組織規程などに規定されている役員のことです。

法人の役員の加入要件・・・以下の①及び②のいずれにも該当する場合は、厚生年金保険等の被保険者であると判断します。

① 役員の業務が、経営参画を内容とする経常的な労務の提供に該当する（経営にかかる決定権や従業員への指揮命令権を有している）

② 役員の報酬が、業務の対価としての経常的な支払に該当する（実質并償的な支払ではない）

※個別具体的な実態を確認して被保険者資格の有無を判断します。

提出にあたっては「オンラインによる提出」をご活用ください

適用に関する調査票 および 源泉所得税領収証書の写し等（以下「調査資料」という。）は、オンラインでの提出が可能です。オンラインでご提出いただく場合は、e-Gov※の電子申請をご利用ください。

※ e-Govとは、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービス等の提供を行う行政のポータルサイトであり、常時（24時間/365日）利用可能です。

1 利用条件

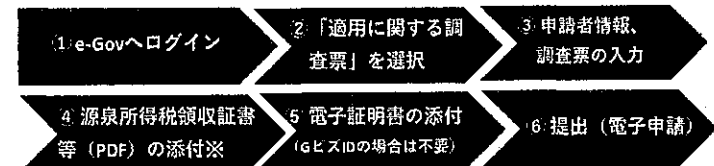
オンライン提出をご利用いただくには、e-Govへログインするアカウント、電子証明書、ブラウザの設定、e-Gov電子申請アプリケーションのインストールが必要です。

利用システム	ログインするアカウント	必要な証明書
e-Gov	e-Govアカウント	電子証明書
	G.bizIDアカウント	(不要)
	Microsoftアカウント	電子証明書

e-Gov電子申請ページ（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）の上部にある「利用準備」タブを選択していただくと詳細をご覧いただけます。

2 作業手順

e-Gov電子申請ページから以下の手順（①～⑥）で操作を行ってください。
操作が不明な場合は、e-Gov電子申請ページの上部にある「ヘルプ」タブをご活用ください。



※ 源泉所得税領収証書等をスキャナでPDF化する場合は、以下の点にご留意ください。

○カラーモードは「白黒」

○解像度は「200dpi」（ご利用のスキャナの解像度に200dpiがないときは200dpi以上の近接値を設定）

○源泉所得税領収証書等の文字が薄い場合は、文字が判読できるように適宜設定を変更してください